【主な質疑項目】

農業の将来展望 食べてゆける農業経営づくり 戸別所得補償制度 EPA・FTA交渉 WTO交渉

山田俊男君

自由民主党・改革クラブの山田俊男であります。

本日は、民主党のマニフェストで最大の目玉でもありました戸別農業者所得補償制度につきまして、国民に約束されたわけでありますから、それを中心に質疑したいと、こんなふうに思いますが、ただ詳細は、それこそ農林水産委員会が控えておりまして各自それぞれ大変待ち構えておりますので、そちらの方に譲りたいというふうに思います。

私は、我が国の農業の将来展望について一体どんなふうにお考えになっているのか ということの関連で今日は質疑させてもらいます。

さて、言うまでもなく我が国はアジア・モンスーンで、かつ島国です。米を中心にしながら、制約された農地を利用しながら経営をやってきたということがあるわけであります。同時にまた、言うまでもありませんが、食生活の変化の中でそれに十分対応できないで輸入に依存してきたと、こんな実態もあるわけですが、総理は所信表明におきまして、活気に満ちた地域社会をつくる、さらに新しい地域共同体づくりを行う、それから所得補償制度で活力ある農山漁村を再生するとおっしゃっているわけでありますけれども、総理の友愛の理念からして、我が国の将来の農業展望をどんなふうにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)

今まさに農業は大変厳しい状況にあると思っております。すなわち、一方では外からの輸入品がございます。しかし、食品の安全、安心というものもかなり食卓から奪われているという現実があろうかと思います。一方で、自給率は四〇%程度だという状況でございます。このような中で農業人口は年々減り続けておりますし、また高齢化も極めて急速に進んでいるという実態があります。私は、やはり先進国としてというよりも一国として、この国の国民の食べる食料というものは本来この国が賄うことができるようにしていかなければいけないと、そのように思います。それには程遠い現実があると申し上げなければなりません。

したがって、私どもは、那辺に問題がありやということを考えたときに、大規模な 農家の経営者のみならず販売農家すべての方々に、ある意味でこれからも農業をやっ

ていこうという意欲を持っていただくことが何より肝要だと。その思いの下で、農家の皆さん方に戸別所得補償制度というものを創設することが極めて喫緊の課題だと、 そのように考えております。

あわせて、地域自体が崩壊の憂き目に遭うという状況も、これも現実であります。 そのための施策ということも併せて行っていかなければならないと思っております が、その中核を成していくのが農業政策だと、そのように理解をいたしております。

山田俊男君

私も、今総理のおっしゃる問題意識と全く一緒であります。共感するところが多くあります。

おっしゃいましたように、我が国の農家は今や三百万戸であります。販売農家はしかしそのうちの百八十万戸、さらに、そのうちの米は百三十万戸であります。米の場合は圧倒的に兼業農家が中心でありまして、本当に米だけで食べていく、ないしは米を中心にしながら就農している農家の数は更に少なくなってきております。それは、比較的ほかの作物はちゃんとした担い手がいるわけでありますけれども、我が国の場合は米に多くの課題があると言っていいかと思います。

全国回ってみまして、それで、ああ、この地域は本当にきれいだな、農業生産をやっていてすばらしい地域だなというふうに思うところには、必ず若い元気な農業者がいるわけであります。農業で元気なところは景観も美しいと、こういうことがあるわけであります。すなわち、ちゃんと食べていける農業者がいるということの意味が大変大きいわけです。

赤松大臣は愛知県でありまして、それこそ愛知県は元気な、食べていける農業者がたくさんいる地域の県の一つだというふうに思うわけでありますが、大臣、食べていける経営をつくる、そのための条件とは一体何なのか、お聞かせ願います。

国務大臣(赤松広隆君)

お答え申し上げたいと思います。

もう山田委員自身が農業界を代表する専門家でございまして、御承知のとおりだと 思いますが、とにかく今の農業の実態を見るときに、私は、今先生言われたように、 一つは食べていける農業、これがまず何といっても一番重要だと思うんです。自分た ちでやってみて、とてもこれじゃ食っていけない、自分の子供や孫にとてもこんな仕 事を引き継いでいけないというところがやっぱり一番問題だと思います。約十五年間 で農業所得は約半分に減っておりますし、またもう一つ大きな問題は、やはり前政権 の中でも農地の集積は必要だと、採算を上げるために農地集積やっていこうというこ とで努力はされてまいりました。

それは私ども認めたいと思いますけれども、しかし実際には、農地集積にあれだけ お金をつぎ込んでも、実際には集積よりも土地が減っていくと、これがもう実態でご ざいまして、その意味でいえば、私どもは、今後の世界の今の食料の需給等の状況を

見るときに、食料安全保障ではありませんけれども、やはり主要作物については自国で、一〇〇%とは言いませんが、ある程度はやはりきちっと自給ができる、そしてそうした食料の安定供給のためには、一部の大規模な、あるいは非常に収益性の高いところにだけ応援をしていく施策も必要ですけれども、それだけではなくて、やはり中山間地等の多少収益性の悪いところについても、水、緑、環境という意味からも、そういう小規模な農家もちゃんと経営が成り立っていくと、この両面で見ていかないと農業従事者は増えませんし、あるいは、今耕作放棄をされているところが三十九万へクタール、よく埼玉県と同じ面積という例え方をされますけれども、毎年毎年約二万へクタールずつ今面積が減ってきているわけですから、この間も計算してみたら、東京ドーム四千二百八十個分が毎年毎年減ってきているということですから、これに歯止めを掛けないと農業の再生はあり得ない、農業の再生があり得なければ日本の地域のまた再生もあり得ない、このような認識で農政を進めていきたいと思っております。

山田俊男君

この点も赤松大臣と問題意識をかなり共有することができます。農地の利用集積について、前政権、自民党の政権の中でもそのことを一生懸命に進めてきたところがあります。

ところで、なかなかそれ進まないという背景、原因、農業者の責任にかぶせるわけにはまいらないところがあるわけです。言うまでもなくて、どうしても農地が転用需要の中で高くなって、農地価格が高くなる、そうすると資産保有の意識がどうしても出てきますからね。それからさらには、兼業で、これはもう農業も一緒に従事できるという状況も我が国の中にあるわけですね。この国の経済やこの国の国土の在り方と密接に結び付いた農業実態だと思うんです。

総理の地元北海道、総理、どれほど北海道へ行っておられるかよく分かりませんが、 北海道で見てみますと、立派な経営をやっている農家は、実はこれは多くの一緒に入 った開拓農家が離農していったと、その土地を泣く泣く耕作してくれないかという中 で規模を拡大して今この経営があるんだ、悲しい歴史の中にこの経営があるんだとい うふうに、ちゃんとやっておられる、食べていける農業者の方はそうおっしゃってい るわけであります。

何としてでも、都府県の場合はとりわけ農地の利用調整をどう進めるかということが大変大事になるわけでありますが、どうも今回の補正予算、二十一年度補正予算におきまして、農地集積加速化事業につきまして三千億の予算を執行停止にされた。大臣、これ大臣のおっしゃる利用集積が必要だということと整合性が合わないんじゃないですか。

国務大臣(赤松広隆君)

先生おっしゃいますように、例えば総理の地元の北海道と、どこの地とは言いませんが、日本のあるほかのところと比べると、生産性で約倍違います。それは、今おっ

しゃるように、一定の農地集積が図られ、そしてまた機械化を始めとして大変集約的な農業をやっている、それで大変生産性もいいということなんだろうと思います。

そういう意味で、私どもは農地集積を否定しているわけでも協業化を否定しているわけでもなくて、是非それを進めていこうということで、今回も八十億円の、いわゆる貸し手と借り手の調整する人たち、そこにそういう予算を付けて、その人たちが貸し手を探し、あるいは、じゃそういう土地が近くにあるんだったらその分もおれのところでやってみるかというような借り手も探して、一緒にしてより集積を図っていくということについて応援をしていこうということにはしているんです。

ただ、先日の補正の、三千億円カットさせていただいて大変恐縮ですけれども、しかし三千億円というのは余りにも額的に多過ぎる。それからまた、それは、私どものマニフェストでも示しましたけれども、貸し手だけがそこにお金をつぎ込めば土地はどんどん出てくるものなんだということは少し違うんじゃないかという意味で、これについてはもう少し効果のある、そしてまた三千億円付けても果たして全部そんな使い切れるのかという点からもやらせていただいたということで、今回の八十億円のお金ありますから、その実態を見ながら、これがより効果のあるものであるということであれば、もっとこれはやっぱり予算必要だということになればそれはまた考えていけばいいことでありまして、取りあえず補正で三千億円農地集積のために積み上げるというのはこれはやはりいかがかということで、今回についてはその効率性、効果性等を見て削らせていただいたということでございますので、是非御理解をいただきたいと思います。

山田俊男君

大変大事な取組を、緊急を要する大事な取組の予算をそういう形で削って、そして、 多分間違いなく戸別農業者所得補償対策のところへ金はどんと付けたぞということ になっているんだと思うんです。しかし、本当にそれで我が国の農業の将来を展望で きるのかということをもう一度お聞きします。

国務大臣(赤松広隆君)

先ほど申し上げたように、私は二つ問題があると申し上げました。一つは、あれだけ集積事業を取り組んでこられたにもかかわらず、毎年二万へクタールずつ農地はどんどん減ってきていると、じゃこれを一体どう見るのかということなんですね。それからもう一つは、土地があっても今度は担い手がいない、やってくれる人がいない、これでは何ともならないわけですから、いわゆる農業所得を増やして、そして特に若い人たちが魅力ある産業として、地域のまた身近な産業として農業をとらえてもらう、そういう産業に仕立てていくということがやっぱり必要なんじゃないでしょうか。

その意味で私どもは、戸別所得補償制度を実現することによって、規模の大きなところ、あるいは土地の集約、大規模化あるいは協業化を進めれば、全国一律の単価ですから、頑張れば頑張るほど利益が多くなっていくと。じゃ、これだったらもっと生

産性上げて収入を多くしようという若い人たちも頑張れる、そういうやっぱり制度を 導入することによって、より多くの新規の農業者たちをこのいわゆる魅力のある産業 としての農業に何としても誘導していこうというのが大きなねらいでございますの で、来年はまだモデル事業ということですけれども、是非先生の御理解もいただいて、 これがいい方向に行きますように是非応援もいただきたい。

ちなみに、全中の方も先日意見を出していただきまして、非常にすばらしい制度だと、すばらしい制度だと。ただ、八割と十割とか、あるいはどこの基準で見るか、サービス業も入れて労働費は計算しろとか、そういう御意見はあるにしても、制度としては非常に魅力のある制度だということをお認めをいただいていますし、昨日、自民党の政調会長である石破先生からもこの制度については高く評価をしていただいたということで、私どもは、そう党派にこだわらず、いいものであれば与野党を問わずみんなでこれを推進していこうという立場に立って、是非皆さん方のまた御支援をお願いしたい、このように思っております。

山田俊男君

大臣は、今、平均的なコストで定額部分として補てんするから、これはやる気のある農家、生産性を上げたい農家、規模拡大していきたい農家についてこれはプラスになるんだから、それを促進する役割も持っているんだというふうにおっしゃいました。 大臣は、先ほど来、小規模農家についても手だてを講じていくんだよと、こうおっしゃった上で今度の案をお出しになった。しかし一方で、大臣は、これは規模拡大も

しゃった上で今度の案をお出しになった。しかし一方で、大臣は、これに 念頭に置いた仕組みなんだよということでいいんですか。

国務大臣(赤松広隆君)

おっしゃるとおりでございまして、これからの日本の農業を考えるときに、生産数量目標をきちっと立ててその中でやっていく、しかもそれを効率性を上げてやっていくためには、一定程度のやはり土地の集約やあるいはソフト面での協業化ということを当然進めていかなければ収益を上げるということにはなりません。

一方、先ほど申し上げたように、小規模の農家であっても、日本の食料の安定供給やあるいは多面的な田んぼや畑が持つそういう機能、それを維持するための大きな役割を果たしてきているというのも事実でございますから、そこに対しては、さっきのあのコストを下げて収益を得るというんじゃなくて、別個に中山間地の直接支払という形での交付制度をやっておりますので、それでしっかり小規模農家についても頑張ってやっていっていただくという、まあ二本立てといえば二本立ての制度だというふうな御理解をいただいたらいいんじゃないでしょうか。

山田俊男君

自民党は、前政権は、品目横断経営安定対策、さらにはその後の経営所得安定対策 の中で、一定の育てるべき担い手を対象にして対策を打っていくよという方向に踏み

出したわけであります。

ところが、それが全国で、農村に規模の格差を入れるのかという中で大きな反発を受けて、その後おやりになった民主党の案は、それこそまさに後出しじゃんけんでして、いや、自分のところはすべての販売農家を対象にするんだよ、差は付けないんだというふうにおっしゃってきたんじゃないですか。

とすると、今度の、今大臣がおっしゃった平均規模でやるが、実は規模拡大、生産性向上、これも念頭に置いているんだよといったら、これ違うじゃないですか。いかがですか。

国務大臣(赤松広隆君)

私どもが戸別所得補償制度を出しまして、そしてその中身について、私が大臣に就任して以来、中でも副大臣や政務官はもちろんのこと、農水省を挙げて大いに議論をする中で中身を詰めてきたというのが今回の制度でございます。

その意味で、その意味で、前政権の必要なところ、いいところはそのまま継承していますし、先ほど言った中山間地に対する直接支払や、あるいは今先生が御指摘されました品目別についても来年度はそのままその制度を残していますし、そういう意味でよりいい制度になったと、今までが百点ぐらいだったら今度は二百点ぐらいになったという御理解を是非していただきたいというふうに思っております。

山田俊男君

今、赤松大臣は、土地の集約、それから協業化、これも大変大事なんだと、こうおっしゃっていただいたわけでありますが、私は是非一度、菅副総理に聞きたいというふうに思っていたことがあるわけでありますが、菅副総理は当時、十九年、民主党の代表のときですかね、農地の効率的利用のための集落営農の取組、協業の促進の取組に対して、コルホーズとかソホーズとか人民公社のように財布を一緒にするんですよといわれなき批判を集落営農に対してなさっている。さらに、総選挙での民主党の広報ビラにも、ソ連の共同農場、中国の人民公社の例にあるように、集落営農はいずれも失敗し、最後は構成農家の負担となるんだと、こう書かれているわけです。

改めて聞きますが、もう今、赤松大臣がそうおっしゃっているわけでありますが、 国家戦略相としてもうこれまでの発言は訂正されますね。

国務大臣(菅直人君)

せっかく農業の専門家である山田さんからの御質問ですので、ちょっと基本に戻って若干申し上げてみたいと思います。

私は、元々は、二十年ぐらい前は叶理論とかいろんな理論で農業の集約化をやるべきだという立場にいました。しかし、農地法の関係とかいろんなことを現実を見ているとほとんど集約が進まない中で、改めて、私が代表のとき、二〇〇二年のころですが、二つの原則で農業政策を考えてほしいと言いました。一つは、とにかく農業でち

ゃんと生活ができて子供を育てることができる、そういう長期的に見通しの立つ農業、そしてもう一つは、食料自給率が上がる農業、これを打ち立ててほしいと。今の鹿野道彦先生や篠原孝さんや山田さん、ここにおられる平野さんなどにお願いをして、そこから誕生してきたというか出てきたのが戸別的所得補償の制度でありまして、そういう意味では、私は集約化そのものが悪いと言っているんじゃなくて、集約化を求めたけれども成功しない中で小規模な農家が生活ができなくなって転業していくと。そこを立て直すには、まずは小規模であっても大規模であっても生活がちゃんとでき、子供が育てられる農業、そして同時に自給率が上がる農業、このことで生まれたのが民主党の基本的な戸別的所得補償のベースになっております。

今御質問のあった二年前に私が国会等で申し上げたことについて言えば、当時、たしか政府・自民党は、四ヘクタール以上が認定農家でそれ以下のところは二十ヘクタール以上にすれば集落営農組織ということで補助を出すという言い方で、そして、この二十ヘクタール以上にするときはつまり経営を一本化しろと、つまりは帳簿を一つにしろということでありましたので、そういう条件であれば、それはコルホーズとかソホーズのようにまさに集団化だと。そのことについて私が聞いたところによれば、少なくとも現場では、それは一緒にやることはいいけど、幾ら何でも帳簿まで一緒にするというのはとてもなかなか難しいということを言われておりましたので、そういった意味で、私は当時の政府が、当時の自民党政府が出されたそのやり方については決して望ましいことではないのではないかということを申し上げたことは事実です。

しかし、今申し上げたように、大規模化が進むこと自体を反対したのではなくて、 こういうやり方では大規模化も進まないし、しかも生活ができる農業になかなかつな がらないんじゃないかということで批判をさせていただきました。

山田俊男君

そうすると、菅副総理、先ほど批判された、会計を一緒にするとかそれから帳簿を一緒にさせるということになったらコルホーズやソホーズになるんだから、これはじゃやらないと、こんなふうに考えていいんですか。

といいますのは、だって集落営農の推進を今回のモデル事業の中でも明確に打ち出しているわけですから、だから、この内容について十分勘案した上で対処するというふうにおっしゃって、受け取っていいですね。

国務大臣(赤松広隆君)

私の担当ですから私からお答えさせていただきたいと思いますが、今度の制度の中では会計とか何かを一緒にしなければ駄目だということになっておりませんので、それは今先生が御心配をされるようなことはない、菅大臣、副総理が言っていることとも別にそごを来さないというふうに思っております。

山田俊男君

赤松大臣、現行の食料・農業・農村基本法、これは効率的かつ安定的な農業経営が 大宗を占めるようにすると言っているんです。私も、まあ必ずしも全部これに賛成で きるわけではありません。ましてや、効率的かつ安定的な農業経営、それも基本計画 の中で三十五の経営類型展望を出して、それが大変規模の大きい内容のものを想定し ているわけですから、それが果たして実現できるかということになると、我が国では とてもじゃないが難しいという実態があるというふうに思います。

とすると、日本型の経営展望、日本型の経営類型というのを想定しなきゃいかぬの じゃないかと思うんです。その中に小規模農家が集まった集落営農も位置付けていく ということなんだと思うんですね。

大臣、新しい基本法をお作りになるのかどうか、お聞きします。

国務大臣(赤松広隆君)

お答えいたします。

前基本計画が次の三月で終わるということになっているものですから、今新たな基本計画の策定ということで、そこに向けて作業を進めています。

ですから、今委員御指摘のような点はしっかりと新しい基本計画の中で、本当に日本らしいといいますか、日本の特性を生かした、冒頭御発言ありましたように、日本の場合は北から南まで非常に気候その他も違う、あるいは規模についても北海道とほかでは違う、いろんな違いがあるわけですから、それぞれ地域の特性も生かせるような、そしてもう一つは、私どもの政策の柱であります六次産業化ということで、単に言われるままに作っていればいいということよりも、むしろ、これからの消費者のニーズは一体何なんだということも含めて、そういう生産、加工、販売というのを一体的にした、こうしたことも含めて今度のこの基本計画の中では示して、日本の農業の将来方向というものがきちっと分かりやすく皆さん方に御理解いただけるように示したいということで今進めておるところでございます。

山田俊男君

法律については、基本法についてはどうされるおつもりですか。

国務大臣(赤松広隆君)

お答えいたします。

取りあえず、今この法律を変えないと何ともならないというようなところはございませんので、基本法そのものについては変えるつもりはございません。計画そのものは見直していくということになると思います。

また、必要があれば、別にどうしても変えないぞとこだわっているわけじゃありませんが、その辺は柔軟に考えていますが、私自身が今問題意識として、基本法のここを変えなければどうしてもならないということは考えていないということでございます。

山田俊男君

大臣、よく検討の上、効率的、安定的な農業経営が大宗を占めるというような形だけの法律で、ちゃんと今おっしゃった農業者戸別所得補償の対策を徹底できるのかどうか、そこの矛盾が私はあるんだと思うんです。ともかく販売農家、百八十万農家に対してともかく定額で交付しますよというだけの仕組みをこっちでつくっておいて、こっちの方は手を付けないみたいなようなことがあり得るのかどうか、大変心配でありますので、これは徹底して詰めてもらいたい、こんなふうに思います。

ところで、大臣は昨日、平野委員の質問に対しまして、四〇%の水田といいますのは、六〇%の需要量ですから、米について、四〇%の水田には何も作られていないというふうに昨日は答弁されて、これまではその四〇%に助成してきたんだというふうにおっしゃっていたんですが、その認識でいいですか。

国務大臣(赤松広隆君)

お答えします。

それは、何もという意味じゃなくて、米は作っていないと、米は作っていないということです。

山田俊男君

しっかり麦、それから大豆、野菜その他作物に大変な努力をしているわけですから、 そしてそのために水田フル活用の対策の助成金も含めて取り組んできているという ことをよく御承知願いたいというふうに思います。

ところで、もう一点是非お聞きしたいわけでありますけれど、大臣はこの仕組みについて、平均でやるんだから、そういう面で生産性の向上を配慮している、こうおっしゃった。同時に、この仕組みの中で、規模拡大の要素を踏まえていくという考えが当初の法案の中にあったはずなんですが、これについては具体的にどうされるおつもりですか。

国務大臣(赤松広隆君)

今皆さん方にお話をさせていただいていますのはあくまでも来年度のモデル事業としての制度でございまして、元々の戸別所得補償制度、私どもが考えておりました戸別所得補償制度では、再来年から完全実施ということになるわけですが、本格実施ということになるわけですけれども、その中では、規模の拡大に対する加算、あるいは環境負荷の少ないものに対する加算、そういうものも含めて是非考えていきたいということを思っていますけれども、モデル事業をまずはやっていないわけですから、少なくとも皆さん方にモデル事業をお願いをする立場からいえば、まずこの一年、モデル事業をしっかりやらせていただく中で、そういう中で私どもが当初考えていた方向でいけるのかどうか、そういうことを本格実施のときには問題がなければ是非入れ

ていきたいという考えでございます。

山田俊男君

どうもここまでお聞きしまして、従来、自民党の政権が取り組んで努力をしてきました水田・畑作経営所得安定対策の考え方と、それと今取り組もうとされておられる戸別農業者所得補償対策とそう違わないんじゃないのかと、理念の上で。それをどうも選挙対策だけで後出しじゃんけんして、ともかくすべての販売農家は対象にしますよというだけでの政策では日本農業の将来の展望を描けないんじゃないんですかということを私は申し上げたかったんです。

国務大臣(赤松広隆君)

一番今までの制度と私が違いますのは、過去数年間の平均を見て販売価格を決める、あるいは生産費を決める、そしてその差額のところは定額部分として位置付けて、問題は、これが例えば実際には突き出したとしても、その分返せというんじゃなくて、その部分は皆さんの懐へどうぞ持っていっていただいて結構ですよと。反対に、今度は過去三年間のあれから見てその差額が出たと、これは変動部分でちゃんと見ますよと。

いずれにしても、安心して、いわゆる全国平均的という前提がありますけれども、全国平均的には農業者は安心して農業に打ち込むことができる。その意味で、私どもは、岩盤をつくると、よくそういう言い方しますけれども、その基本のところをきちっと約束するんで、どうぞ安心して農業に取り組んでください、皆さんのお子さんやお孫さんたちがやったって大丈夫ですよと。ここがやっぱり今までと一番違うところだと思います。

山田俊男君

総理にお聞きしたいんですが、マニフェストで米国との間でFTA締結ということがあって、それを修正されました。私は、修正の中で付記された項目については、これは私も納得できるところでありますが、しかし、それに対して小沢代表代行、現幹事長は、修正の必要はないと、FTAを締結して市場価格が下がっても不足分は補償するからいいんだということを発言されている。

一体、戸別所得補償の前提にFTA締結があるというふうに踏まえていいんですか、 お聞きします。

内閣総理大臣(鳩山由紀夫君)

基本的には戸別所得補償制度とは別のものでございます。

私どもは、一方で、やはり国際的な環境というものの中で生きていかなければなりません。その意味では、例えばドーハ・ラウンドも成功に導きたいと思っておりますし、様々、米国との間、そんな簡単にすぐ決まるという話ではなさそうではあります

けれども、いろんな国との間でのEPA、FTAの交渉というものは前進させていく という基本姿勢というものを変えるつもりはありません。

ただ、その中で、当然のことながら、農家の皆さんあるいは実際の農村地域というものが疲弊したら大変な状況でございます。食の安全の問題もあります。自給率の問題もある。そういうことを勘案して、守るべきものはしっかりと守っていくという基本姿勢を保ちながら交渉をしていきたいと、その発想でありまして、戸別所得補償制度があるから大丈夫だという発想に立っているわけではありません。

山田俊男君

ところが、外務大臣のところで早速EPA・WTO推進本部をおつくりになった、関係閣僚委員会ですか、それをおつくりになったということがあるわけで、昨日来からの、それから六日からの議論を聞いてみますと、この資料の六ページに発言要旨を掲げてみましたが、どうも皆さんおっしゃっているのは、もうWTOとEPA、FTAにのめり込むという姿勢であります。岡田外相も、EPAなど韓国と比べても非常に日本が遅れている、政治主導で進めると、こんなふうにおっしゃっているわけであります。

岡田大臣、あなたは十八年十一月に、民主党の代表ですか、当時は、そのときに韓国を訪ねて李明博ソウル市長とお会いになって、そして日韓のFTAの締結推進を話し合われたというふうに私は承知しているんですが、いかがですか。

国務大臣(岡田克也君)

過去のことについては私、今御指摘のことを具体的に記憶があるわけではありませんが、ただ、委員御指摘のように、先般、EPA・WTO推進本部を関係四閣僚で設けることを決定をいたしました。

やはり、私はEPA、WTOを進めるということは日本の国益であるというふうに考えております。もちろん、具体的な個々の問題について日本の国益を損なわないように十分な議論を行っていかなければならないことはこれは当然でありますけれども、しかし、全体として考えれば、EPA、WTOの推進は私は日本の国益であるというふうに考えております。

そして、それが、我々鳩山内閣は政治主導でありますから、官僚の細かい議論に余りにも時間を費やす余り前に進まないということが私には感じられますので、政治主導でそれぞれの具体的な問題についてはしっかりと議論をして前に進めていきたいというふうに考えているところであります。

山田俊男君

岡田外務大臣には韓国の農業が非常に疲弊してきているという事実をもうちょっとちゃんと勉強していただいて、そして韓国はEPA、FTAその他の推進の中で大変な農業の疲弊があります。小麦はもうないんですよ。そして自給率も大きく落とし

ています。そして多くの韓国の農業者は大変な激烈な憤りを持っているんです。日本 を韓国と同じようにするわけには毛頭まいらぬわけですから、このことについてしっ かり対策を講じてもらわなきゃいかぬわけです。

赤松大臣に申し上げますけれど、簡単に戸別農業者所得補償で補てんするからあとはWTOもEPAもFTAもいいんだということをしていたら、それこそ日本の農業、本当大変なことになりますよ。

そして、農業のそれぞれの作物ごとの対策も、戸別農業者所得補償制度ではもはや 対処できないというほどの困難に突き当たるというふうに思いますから、その点につ いて考えをお聞きします。

国務大臣(赤松広隆君)

先ほど総理からもお答えをいたしましたように、そのこととそれから戸別所得補償制度は直接的には全く関係ありませんので、是非それを御理解をいただきたいということと、先日の答弁でも申し上げましたけれども、大変厳しい交渉にはなると思いますけれども、国の大きな方針としては、G20で総理が約束をしましたように、ドーハ・ラウンドについては是非成功させたい、そのための努力は一生懸命すると。

ただし、私ども自身がマニフェストできちっと明記をしてありますように、その際、 食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは 行わないということを明記してあるわけですから、この精神の下に取り組んでまいり たいということを発言させていただきます。

山田俊男君

赤松大臣、ほかの大臣に負けないようにしっかりやらないと、それこそ本当に崩れますよ。

それから、今日は前原大臣にも是非質問したかったんですが、残念ながら私の時間 切れましたので、この次の機会にさせていただきます。

どうも大変ありがとうございました。

以上